

「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」
(報告概要)

生活環境保全に係る水質環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)により、2つ以上の類型を設け、各公共用水域につき、昭和45年度から多くの水域について指定を行ってきた。

当該環境基準の類型指定について、平成13年9月に、環境大臣より中央環境審議会に対して「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて(諮問)」がなされ、水環境部会の下に、陸域環境基準専門委員会が設置された。

これまで、国が類型指定を行う水域のうち一部の水域類型の指定について、審議が再開された平成19年度以降、平成20年6月及び平成22年6月に答申をいただいている。

今回、国が類型指定を行う47水域のうち、渡良瀬貯水池(谷中湖)及び荒川貯水池(彩湖)湖沼2水域に関する類型指定について、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会において審議を行い、以下のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

・湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

政令別表による名称	水域	該当類型	達成期間	現行の類型
利根川水系の 渡良瀬川	渡良瀬 貯水池 (谷中湖) (全域)	湖沼A	二() (段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。) ()平成29年度までの暫定目標 COD7.4 mg/L ^{注)} 注)最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外	河川B
		湖沼	二() (段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。) ()平成29年度までの暫定目標 全窒素 1.3 mg/L ^{注)} ()平成29年度までの暫定目標 全燐 0.078 mg/L ^{注)} 注)最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外	-
荒川水系 (埼玉県及び東京都 に係るもの。)の荒川	荒川 貯水池 (彩湖) (全域)	湖沼A	二() (段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。) ()平成29年度までの暫定目標 COD3.7 mg/L	河川C
		湖沼 ()	イ (直ちに達成) ()全窒素の項目の基準値を除く。	-

1. 渡良瀬貯水池（谷中湖）

湖沼A類型、湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼 類型」とし、COD、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成29年度までの暫定目標をCOD 7.4 mg/L、全窒素 1.3 mg/L 及び全燐 0.078 mg/Lとする。

2. 荒川貯水池（彩湖）

湖沼A類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼 類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間はCODについては現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成29年度までの暫定目標をCOD 3.7 mg/Lとし、全燐については【イ 直ちに達成】とする。

達成期間欄中の「イ」から「ニ」は、次に定めるとおりとされている。

「イ」：直ちに達成する。

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成する。

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成する。

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方について

1. 水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方

1.1 水域の類型指定の考え方

(1) 全体の考え方

「水質汚濁に係る環境基準について」(告示・S46.12.28 環告 59)(以下、「告示」という。)第1の2(2)において、類型指定を行う際の基本的な考え方が以下のとおり示されている。

- | | |
|---|--|
| ア | 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。 |
| イ | 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。 |
| ウ | 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。 |
| エ | 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。 |
| オ | 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。 |
- (略)

(2) 湖沼に係る類型指定の必要性の判断について

人工湖沼の湖沼類型当てはめ対象の考え方

告示別表2の1(2)において、湖沼の定義を以下のとおりとしている。

天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖。
--

滞留時間：総貯水量-堆砂量をもって湖沼容積とし、算定する。

湖沼の全窒素及び全燐に関する環境基準について

告示別表2の1(2)のイの備考2において、湖沼の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定について以下のとおりとしている。

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとするが、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼(全窒素/全燐比が20以下であり、かつ全燐濃度が0.02mg/l以上である湖沼。(水質汚濁防止法施行規則第1条の3第2項第1号))についてのみ適用とするものとする。

(3) 暫定目標の設定に関する考え方

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(S60.6.2 付け環水管第126号)により、暫定目標の考え方が以下のとおり示されている。

湖沼については、「水質汚濁に係る環境基準について」(告示)の環境基準の達成期間の分類により難しい場合は、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかに達成に努める。」とすることができるものとし、この湖沼についての暫定目標については、おおむね5年ごとに必要な見直しを行うこと。

なお、暫定目標の考え方については、告示第3の2(1)を参照。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	-
備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 等						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

“ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

“ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

“ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

“ 3 級：コイ、フナ等、 -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

“ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

“ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	-
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 農業用水	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度